

指定訪問看護 重要事項説明書

(介護保険)

公益財団法人 近江兄弟社
看護小規模多機能型居宅介護
友愛の家 ヴォーリズ
滋賀県近江八幡市北之庄町492番地
TEL 0748-36-5474

看護小規模多機能型居宅介護 友愛の家 ヴォーリス

重要事項説明書

(介護保険)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口および営業日等

電話0748-36-5474 (FAX0748-36-5473)

| | |
|------|---|
| 営業日 | 月曜日～土曜日 (ただし、24時間緊急時対応体制あり) |
| 営業時間 | 午前8時30分～午後5時15分 |
| 定休日 | 日曜日・年末年始 (12/29～1/3) *年末年始・連休の前後は、医療的処置の必要な利用者の 訪問を優先する場合がありますのでご了承ください |

2. 当事業所の概要

| | |
|----------------------|--------------------------|
| 事業所名 | 看護小規模多機能型居宅介護 友愛の家 ヴォーリス |
| 所在地 | 滋賀県近江八幡市北之庄町492番地 |
| 事業所の指定番号 | 滋賀県 2560490084 号 |
| サービスを提供する 通常の実施地域 | 近江八幡市 (特別な場合、隣接する市町) |

3. 当事業所の法人概要

| | |
|------|-----------------|
| 名称 | 公益財団法人 近江兄弟社 |
| 所在地 | 滋賀県近江八幡市慈恩寺町元11 |
| 法人種別 | 公益財団法人 |
| 代表者名 | 理事長 三ッ浪 健一 |

4. 当事業所の従業員

| | 員数 | 業務内容 | 勤務体制 |
|-------|----|----------|------|
| 管理者 | 1名 | 事業所管理業務 | 常勤 |
| 看護師 | 4名 | 訪問看護業務 | 常勤 |
| 看護師 | 1名 | 訪問看護業務 | 非常勤 |
| 作業療法士 | 1名 | 訪問リハビリ業務 | 常勤 |
| 理学療法士 | 1名 | 訪問リハビリ業務 | 非常勤 |
| 事務職員 | 1名 | 事業所事務兼務 | 常勤 |

年 月 日現在

5. 事業の目的

高齢者をはじめ、障害や難病により居宅において療養されている対象者および介護者に対して、療養の仕方や看護について助言したり、時に看護を援助し、必要に応じて看護を提供しながら、それぞれの家庭での介護力、さらにその技術を高め、居宅での生活が継続できるよう支援し並びにご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

また、拘縮の予防や生活に生かせるリハビリなどを行い、専門的な知識・技術を持つ理学療法士等と共に行い、心身の機能の維持回復を目指していく。

(訪問看護師の代わりに理学療法士等が訪問する事もある)

6. 提供するサービスの内容と料金

サービス内容

1. 状態の観察・健康相談
2. 排泄の援助
3. 褥瘡の予防・評価・処置の援助
4. 生活リハビリテーション
5. 医療的処置管理

在宅酸素療法・人工呼吸器装置・バルンカテーテル留置

人工肛門、人口膀胱の管理・経管栄養・気管切開

腹膜透析・在宅中心静脈栄養法・在宅抹消点滴静脈注射法 等

6. ターミナルケア（終末期ケア）
7. 社会資源や介護用品の導入に関するアドバイス
8. 身体の清潔に関すること

7. 利用料金

| | | | | | | |
|--|---|-------------------|--|--|----------------------|--------------------------|
| 訪問看護費 | 訪問看護 I | 1・314単位 (20分未満) | 2・471単位 (30分未満) | 3・823単位 (30分～60分未満) | 4・1128単位 (60分～90分未満) | |
| | | 314単位 | 471単位 | 823単位 | 1,128単位 | |
| | 1割負担 | 321円 | 481円 | 840円 | 1,152円 | |
| | 2割負担 | 641円 | 962円 | 1,681円 | 2,303円 | |
| | 3割負担 | 962円 | 1,443円 | 2,521円 | 3,455円 | |
| ＊ (20分未満の要件) 週に1回以上の訪問看護を実施していること ＊ 利用者様からの連絡に応じて、訪問看護を24時間行える体制であること | | | | | | |
| 理学療法士による訪問看護費 | 訪問看護 I 5 | 294単位 (1回/20分) | 588単位 (2回40分) | 795単位 (2回超えて60分の場合) | | |
| | 1割負担 | 300円 | 601円 | 812円 | | |
| | 2割負担 | 600円 | 1,201円 | 1,624円 | | |
| | 3割負担 | 901円 | 1,801円 | 2,435円 | | |
| | ＊ 1日に2回を超えて訪問看護を行う場合、1回に付所定の単位数の90/100 1週間に6回を限度とします ＊ 前年度の理学療法士等による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場又は緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない場合は8単位減算されます | | | | | |
| 加算 | 特別管理加算 (I) 500単位 | 1割負担 | 511円/月 | 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること | | |
| | | 2割負担 | 1,021円/月 | | | |
| | | 3割負担 | 1,532円/月 | | | |
| | 特別管理加算 (II) 250単位 | 1割負担 | 256円/月 | 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮超える褥瘡の状態等であること | | |
| | | 2割負担 | 511円/月 | | | |
| | | 3割負担 | 766円/月 | | | |
| | 緊急時 訪問看護加算 I 600単位 | 1割負担 | 613円/月 | 国の定める事業所の評価認定基準により加算されます。但し、緊急に訪問看護を行った場合は、訪問の所要時間に応じた訪問看護費が算定されます。その月の2回目以降の緊急訪問について早朝、夜間、深夜加算が算定されます ※24時間緊急対応体制加算を申請された方のみ算定 | | |
| | | 2割負担 | 1,226円/月 | | | |
| | | 3割負担 | 1,838円/月 | | | |
| | 緊急時 訪問看護加算 II 574単位 | 1割負担 | 586円/月 | ※24時間緊急対応体制加算を申請された方のみ算定 | | |
| | | 2割負担 | 1,172円/月 | | | |
| | | 3割負担 | 1,758円/月 | | | |
| | 夜間・早朝 深夜加算 | 早朝 (午前 6時～午前 8時) | | 25/100加算 | | |
| | | 夜間 (午後 6時～午後 10時) | | 25/100加算 | | |
| | | 深夜 (午後 10時～翌朝 6時) | | 50/100加算 | | |
| 看護体制強化加算 (I) 550単位 | 1割負担 | 562円/月 | 看護体制強化加算 (II) 200単位 | 1割負担 | 205円/月 | 国の定める事業所の評価認定基準により加算されます |
| | 2割負担 | 1,123円/月 | | 2割負担 | 409円/月 | |
| | 3割負担 | 1,685円/月 | | 3割負担 | 613円/月 | |
| サービス提供体制加算 I (イ及びロ) 6単位 | 1割負担 | 7円/回 | サービス提供体制加算 II (イ及びロ) 3単位 | 1割負担 | 3円/回 | 事業所の専門性等の評価認定基準により加算されます |
| | 2割負担 | 13円/回 | | 2割負担 | 6円/回 | |
| | 3割負担 | 19円/回 | | 3割負担 | 9円/回 | |
| 長時間訪問看護加算 300単位 | 1割負担 | 307円/回 | 特別管理加算の対象者について、1時間30分以上の訪問看護費を実施した場合に算定されます | | | |
| | 2割負担 | 613円/回 | | | | |
| | 3割負担 | 919円/回 | | | | |
| 退院時共同指導加算 600単位 | 1割負担 | 613円/回 | 入院・入所中に訪問看護師等が医療機関や老健施設と共同し在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合1回に限り算定されます。(特別な管理を要する場合2回) | | | |
| | 2割負担 | 1,226円/回 | | | | |
| | 3割負担 | 1,838円/回 | | | | |

| | | | | | |
|----------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|--|--|--|
| その他料金 | 初回加算 I 350単位 | 1割負担 358円/月 | 初回加算 II 300単位 | 1割負担 307円/月 | (I) 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、病院、診療所等から退院した日に訪問看護事業所看護師が訪問看護を実施 (II) 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、病院、診療所等から退院した日の翌以降初回の訪問看護を実施 |
| | | 2割負担 715円/月 | | 2割負担 613円/月 | |
| | | 3割負担 1,072円/月 | | 3割負担 919円/月 | |
| | ターミナルケア加算 250単位 | 1割負担 2,553円 | 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上（医療保険で訪問看護をしている日数も含む）ターミナルケアを行った場合に算定されます | | |
| | | 2割負担 5,105円 | | | |
| | | 3割負担 7,658円 | | | |
| | 複数名 訪問加算（I） （看護師＋看護師） 254単位 | 30分未満 | | 同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて、利用者やその家族等の同意を得ている場合であり、身体的理由や暴力行為等により一人の訪問看護師等による訪問看護が困難と認められた場合に算定されます | |
| | | 1割負担 260円/回 | | | |
| | | 2割負担 519円/回 | | | |
| | | 3割負担 778円/回 | | | |
| | | 30分以上 | | | |
| | | 1割負担 411円/回 | | | |
| 2割負担 821円/回 | | | | | |
| 看護・介護職員 連携強化加算 250単位 | 1割負担 256円/月 | 訪問介護職員に対して同行し助言や業務の実施状況を確認した場合に加算されます | | | |
| | 2割負担 511円/月 | | | | |
| | 3割負担 766円/月 | | | | |
| | 死後のご遺体のお世話 | 14,300円 | | | |

- * 国の定める地域区分の認定基準により、訪問看護費の適用料金が変わる場合があります。
令和6年4月より近江八幡市は「7級地」（1単位10.21円）へ変更となりました
- * 特別管理加算及び緊急時訪問看護加算については、区分支給限度基準額の算定対象外。
- * 区分支給限度基準額を超える場合は、その点数の10割を実費負担とさせていただきます。
- * 介護保険料を滞納されている場合は、負担割合に関係なく10割負担の料金とさせて頂き、その領収金額をサービス提供証明書として発行させていただきます。

8. 交通費

通常の事業の訪問地域については、無料です。

ただし、特別な場合に限り隣接する市町にも対応することもあり事業実施地域を超えた時点から訪問先の距離の実費1km40円（消費税込み）が必要です。

9. 料金の支払い時期と支払い方法

利用の当月の料金の合計額を翌月末日までに口座振替か現金でお支払い頂きます。

10. 訪問日の変更について

利用者様側の都合により訪問日の変更をされる場合は、訪問予定の前日までに連絡して頂けるようにお願いします。可能な限り、訪問できるように調整します。

なお、急変された利用者様の方に対する緊急訪問等により、訪問日や訪問時間が変更になることもありますので、ご了承ください。

1 1. 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問について

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、理学療法士等という。）による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけのものです。理学療法士等が中心に訪問看護を提供する場合は、心身の状況や実施した看護の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員と理学療法士等が連携し作成します。

訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、心身の状態を適切に評価するため、訪問看護サービスの利用開始時や、心身の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問を行います。

1 2. 損害賠償

利用者に対して、当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、利用者に賠償いたします。

1 3. 苦情・相談窓口

次のことについて、ご相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口までご遠慮なくお申し出ください。

- ① 当事業所が提供するサービス内容について
- ② サービスを提供している職員の対応等について

| | | |
|-------------------------------------|-------------------|-------------------|
| 看護協規模多機能型居宅介護友愛の家ヴォーリズ 管理者 小泉 路子 | Tel. 0748-36-5474 | Fax. 0748-36-5473 |
|-------------------------------------|-------------------|-------------------|

当初以外でも、ご相談や苦情については、次の窓口があります。

| | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|
| 近江八幡市 福祉保険部 介護保険課 | Tel. 0748-33-3511 | Fax. 0748-31-2037 |
| 滋賀県国民健康保険団体連合会 | Tel. 077-510-0065 | Fax. 077-510-6606 |

1 4. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を選定しています。

| | |
|-------------|-----------|
| 虐待防止に関する責任者 | 管理者 小泉 路子 |
|-------------|-----------|

- ・従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ・対策委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ・利用者の生命または身体保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないこととします。
- ・緊急やむを得ない場合は、その際の利用者の心身の状態並びに理由等を記載しその記録は5年間保存とします。

1 5. 非常災害対策

事業所は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他医療機関や社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めます

- 1, 自然災害や感染症拡大などの不測の事態に伴い事業所を一時閉鎖や縮小する可能性があります。

その際連携をとっている訪問看護ステーションが代わりに訪問することで継続した訪問看護サービスが提供できます。

- ①医療依存度の高い利用者を優先してサービスを提供します
- ②代替事業所が訪問する場合、改めて契約などの手続きが必要です
- ③訪問回数の変更や利用料に変更が生じる場合があります